

# 特定非営利活動法人伯耆みらい定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人伯耆みらいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県西伯郡伯耆町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が、自立した日常生活、社会活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 地域生活支援事業
- (3) ノーマライゼーションの普及活動
- (4) コミュニティづくり
- (5) 差別をなくす活動及び人権啓発

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、第3条の目的に賛同し所定の手続きを経た、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 個人
- (2) 賛助会員 正会員以外の個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人までを副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 4 後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員選任までの間、前任役員任期を伸長する。

(役員欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えないならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 顧問

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問にこたえ又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

## 第6章 総会

### (総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

### (総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第53条の規定の適用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 理事会

### (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の軽微な変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 事業所の効果的な運営に関する事項

### (理事会の開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第8章 事業所運営委員会

(事業所運営委員会の設置)

第39条 事業所の効果的な運営を行うため、事業所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

(事業所の設置及び運営要綱)

第40条 事業所の設置及び運営要綱は、別に定める。



## 第9章 資産及び会計

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 補助金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度ごとに総会の議決を経て定める。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除く長期借入その他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

## 第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において正会員数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第12章 書類の備え置き及び閲覧

(書類の備え置き)

第57条 この法人は、毎事業年度初めの3月以内に、毎事業年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事業所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第58条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登

記に関する書類の写しの閲覧があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第14章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	渡部	末吉
副理事長	佐藤	正樹
同	和田	正純
同	門田	宏生
理事	野口	睦行
同	西村	忠
同	松原	千晶
監事	清水	万紀夫
同	妹尾	弘幸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定により定款に変更なき限り、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 3,000 円 (入会時1回限り)
  - (2) 賛助会費 一口 1,000 円